

国民生活センターの在り方の見直しについて

1. 国民生活センターの在り方の見直しについては、これまで、消費者庁と国民生活センターにおいてタスクフォースを設置して議論が進められ、また、両当事者のみならず、消費者委員会での審議、さらには、公開ヒアリングや公開シンポジウム等で広く国民から意見をいただきながら議論が進められてきた。
2. このタスクフォースにおいて、両当事者間で
 - ①消費者行政全体の機能強化のためには、国民生活センターの各機能を基本的に消費者庁に一元化する必要がある
 - ②平成 25 年度の概算要求に必要な事項を盛り込み、同年度に一元化することを目指すという結論に至ったとの報告を受けた。
3. これを受け、政務三役として協議した結果、タスクフォースの結論を踏まえ、平成 22 年末に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って更に検討を進めることとし、先行的に取り組める事項については「試行」を実施するほか、第三者を含めた検証の機会も設けた上で、政府の独立行政法人改革の動きを視野に入れて、然るべき時期に政務としての判断を行うこととした。
4. なお、タスクフォースでは、
 - ①相談員資格の法的位置づけ、
 - ②P I O - N E T の刷新、
 - ③新たな事故調査機関の在り方との関係、については、組織全体の議論と並行して、別途詳細な検討が必要であるとしている。
これらについては、それぞれ必要に応じて検討の場を設けて整理するよう、消費者庁に対応を指示した。

平成 23 年 8 月 26 日

内閣府特命担当大臣

細野 豪志